

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)	氏 名	加 納 亜 由 子
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論 文 題 目 近世後期地域社会の存立構造と「家」と成員			
論文審査担当者			
主 査	教授	中 山 富 廣	
審 査 委 員	教授	西別府 元 日	
審 査 委 員	教授	勝 部 眞 人	
審 査 委 員	教授	本 多 博 之	
審 査 委 員	教授	河 西 英 通	
審 査 委 員	教育学研究科教授	三 宅 紹 宣	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、近世における家・社会の中で非相続人（二男・三男等）が果たした役割を、家相続・他国稼ぎという二つの側面から、越後と関東農村を対象として解明しようとしたものであり、本論の構成は三部7章と序章・終章からなる。</p> <p>近世の家研究は、1990年代以降、小農民にも「家」意識が成立し、当主（家長）とその妻を中心とする家内秩序が形成されたことが明らかにされるなど、当主に軸が置かれて考察が進められてきた。そして家を相続しなかった二男・三男は、家や村から疎外され欠落する人々としてとらえられ、他国稼ぎあるいは奉公人・日用層として近世社会の中で存在していたとする傾向が強かった。そこで本論文は「家」存続のあり方と二男・三男の存在形態を、「地域社会の存立構造」という視点から再検討し、家研究に新たな論点を加えようという問題意識に基づくものである。</p> <p>第一部「家督継承戦略と『家』」は、二男・三男が家相続に果たした役割に注目する。第1章では、越後の農村の結婚時に改名するという慣行を取り上げ、この慣行が既婚者と未婚者を区別し、相続予定者として公認する意味を持っており、家の存続を重視する意識と深く結びついた慣行であるとする。</p> <p>第2章では、小農の「家」存続における二男・三男の役割について、彼らは予備の相続候補者として未婚のまま意図的に家に留められる一方で、他国稼ぎの担い手であったことを指摘し、その家督継承戦略と他国稼ぎが密接な関わりを持ちながら行われたとする。</p> <p>第3章は、美作の豪農・有元家を分析し、当主の弟が土地・家産に関わる意見を積極的に述べ、同家内で当主に次ぐ発言力を持っていたことを明らかにし、二男・三男が家存続に果たした重要な役割を喚起している。</p> <p>第二部「越後国における他国稼ぎの隆盛と関東農村酒造業」は、これまで「起業家」として注目されてこなかった他国稼ぎ、具体的には越後農民の関東での酒造経営を分析する。第4章では、越後農民の「酒造出店」の存在形態を明らかにし、国元の質地金融や小農の雇用先としてなど、国元の地域経済と密接な関係を保ちながら展開したことを明らかにしている。</p> <p>第5章は、越後高田藩領民の杜氏・酒造奉公人を保護する「松尾講」の立案過程を分析し、関東での酒造出店も他国稼ぎの一種として認識され、藩にとっても「国益」となる稼ぎとして位置づけられていたことを明らかにした。</p>			

第三部「他国稼ぎ商人の酒造経営参入と関東農村の豪農経営」では、第二部で扱った酒造出店が他国稼ぎ商人として関東農村で定着していく過程に注目する。第6章は、18世紀末～19世紀初頭の武蔵国入間郡の事例を取り扱い、越後出身者が酒造蔵・株の借主となることができなかつたため、懇意にする地元の豪農に仲介を頼んで酒造経営に参入していかざるをえなかつたことを明らかにしている。

第7章は、上野国を事例として、酒造蔵・株を持つ豪農が酒造部門を貸し出す状況があつたことを指摘し、越後出身者がそうした豪農たちと密接な関係を保ち、上野国の酒需要に応じて社会的信用を獲得し、関東農村に定着していったことを明らかにしている。

本論文は以上のように、非相続人である二男・三男は家から放出される存在ではなく、他国稼ぎの担い手兼予備の相続候補者としての役割を担っていたこと、そしてその背景には他国稼ぎを前提として国元の地域や家が成り立っているという構造を描き出しているが、やや実証に甘さが残る箇所が見受けられる。対象フィールドも限定されているものの、近世地域社会の存立構造を単に産業の発展史で論じるのではなく、近世社会の基礎単位である「家」の存続と絡めながら分析する手法は、近世「家」研究と地域社会論研究に一石を投じるものとして評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。